

津山市監査委員告示第2号
令和3年8月30日

令和3年7月9日付けで提出された地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による監査請求について監査を行ったので、同条第5項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実
津山市監査委員 岡 安 謙 典

津山市職員措置請求に対する監査結果について(通知)

令和3年7月9日付けで提出された標記の措置請求について監査した結果を、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、次のとおり通知します。

第1 住民監査請求の受付

1 請求人

(省 略)

2 請求書の提出日

令和3年7月9日

3 請求書の内容(住民監査請求書の記載原文のまま。)

(1) 津山市職員に関する措置請求

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

請求対象となる職員

津山市勝北支所 ○○○○氏、○○○○氏

いつ、どのような財務会計上の行為又は怠る事実があるのか。

令和3年4月16日に現地立会の時、津山市の監督(○氏・○氏)が下請業者(○○○○○○)と内々で下打ち合わせをして追加工事を、元請をとばして直接契約したこと。

市の職員と下請業者(○○○○○○)が結託、共謀し、直接契約を結び下請業者(○○○○○○)から見積書と相見積書を提出させ、工事内容より多額な金額を支払い又受領しようとした企てたものである。

これらの行為は明らかに契約違反であり、津山市の財政を蝕む存在である。

さらに〇〇氏と下請業者（〇〇〇〇〇〇）の専務との間でお金の支払方法の話もして、工事を勝北支所管内で施工したにもかかわらず、久米支所で支払をする約束をしていたこと。

これは事実上久米支所で工事を発注していないのに、あたかも工事を発注したかのように書類を歪曲して行われるもので、公的文書偽造だと思います。

その根拠は〇〇が「勝北支所で修繕料などの仕事をもらいたい」と尋ねたところ〇〇氏は「勝北管内の地場業者ではないのでできない」回答をしたからである。

さらに問いただすと、以前にもこのような事を時々していたと〇〇氏は回答した。

ありもしない仕事をでっちあげて書類をねつ造し公的資金を下請業者（〇〇〇〇〇〇）と結託して流用するものと思われる。その裏付けは〇〇氏が全てを上記で述べた様な方法です。と自分の口から語ったからである。

津山市及び〇〇に対し金額の大小にかかわらず不利益を与えたこと。

違法又は不当な理由

契約違反・公務員倫理違反・書類などの歪曲。

業者契約違反、不当に公的資金を流用している。

市役所職員、〇〇氏・〇〇氏と下請業者（〇〇〇〇〇〇）との結託、共謀。

その行為により、どのような損害が市に生じているのか

〇〇氏と下請業者（〇〇〇〇〇〇）とはかなり親密な関係であり、〇〇氏が下請業者（〇〇〇〇〇〇）に対し約200万円程度の借りがあると思われます。その根拠は、下請業者（〇〇〇〇〇〇）の従業員〇〇氏が〇〇氏に貸があると発言していたからである。

その借りのお金の出どころは、公的資金だと思われます。これは下請業者（〇〇〇〇〇〇）の従業員〇〇氏の情報であり間違いないと確信した。

その他にも数々の目に見えない過ちをしていると確信した。

どのような措置を講じることを請求するのか。

〇〇氏は懲戒免職、〇〇氏は懲戒処分をお願いします。

下請業者（〇〇〇〇〇〇）は、行政及び建設業法など刑法にてらして処分をお願いします。

(2) <津山市職員〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏及び下請業者〇〇〇〇〇〇〇の不正の内容>

【工事番号】 R2-66-4101

【工事名】 R2-66-4101 農地ほか1件復旧工事

【位置】 津山市 市場 地内

【工期】 令和3年2月1日～令和3年7月26日

【監督員】 津山市農村整備課（勝北支所）〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏

TEL : 0868-32-7025

【元請業者】 〇〇〇〇〇〇 代表者：〇〇〇〇 津山市役所管内

【主任技術者】 〇〇〇〇

【下請業者】 〇〇〇〇〇〇〇（専務取締役 〇〇〇〇氏）久米支所管内

- ・本工事の中で追加が発生し、現地立会の時、市の監督（〇〇氏・〇〇氏）が下請業者（〇〇〇〇〇〇）と内々で下打ち合わせをして追加工事は下請業者（〇〇〇〇〇〇）で別の項目（修繕料等の名目）で発注を決めていた。そして、〇〇氏が立会時に「下請と直接話をしていいか？」と言ったので現場代理人（〇〇〇〇）は、現場がスムーズに運ぶと思い「いいですよ」と言った。

後に、〇〇〇〇〇の事務員や私（〇〇〇〇〇代取 〇〇〇〇）が写真や数量伝票などに印鑑を押す時に異変に気付いて〇〇〇〇が「追加になるなら変更契約をせんといけんなー」と下請（〇〇〇〇〇〇〇の書類作成担当〇〇氏）と話をしたところ「これは企業努力」との事と言ったので私が「津山市の監督（〇〇氏）に追加のことを言わなくて良いのか？」と確認した。

- ・追加の内容がかなり大きかったので不信に思った。
- ・令和3年6月4日勝北支所（津山市）〇〇氏へ写真や書類を〇〇事務員（〇〇〇〇）が持って行った時に「この生石灰や杭の増えた部分を削除して」と〇〇氏に頼まれたので、「別工事か？」と尋ねたら「専務（〇〇〇の代理人）に詳しい事は言って了解をえています。」との返事でしたが確認するために、〇〇〇〇（専務）に「追加のお金や材料の事まで全て下請で良いと言ったのか？」と尋ねたら、「そんな様な事は聞いていない。」と言ったので市の監督〇〇氏に連絡をして内容を正しく聞いたら、〇〇氏が「下請との話をしていますか？」〇〇専務は「任せます。」だけの会話であることがわかりました。それは仕事の施工方法だけの事で、〇〇の現場の中の追加工事であるにもかかわらず下請と直接契約する事はおかしいだろう。と会話した。市の監督2人（〇〇氏・〇〇氏）は今回の件に関して「すみません。」と言ったのですが、これは〇

○氏と下請業者(○○○○○○)が共謀して津山市のお金を不当に支出し、下請業者(○○○○○○)が不当な利益を得ることになるので、津山市の損益になる。

- ○○○○○が○氏に対し追加工事の請求をする権利はあるから請求したい。と尋ねたら、○氏は「私本人に請求してください」と言った。○は、「それはどうていできない」と言った。
- 専務(○○○○)に対して嘘をついてまで○○○○○をあざむいた事に憤りを感じます。
- 市監督(○氏)は以前にもこの様な事を時々していたとの事を本人が言っていました。
- 市民の税金を監督と下請業者は自分達の利益のために自社(○○○○○)を利用されたので正してもらいたい。
- 会社がこれから入札して工事に行く上で何を信じたらよいのかわからない。憤りを感じます。
- 令和3年6月23日、○氏、○氏の上司(○○○○氏、○○○○氏)2名が○○○○○事務所にきて「今回の事はおさめて下さい」と言いに来た。その後、○氏と○氏が来て「僕が全て言いました」と○氏が今回の問題の件は自分の考えで行ったように発言した。令和3年6月4日の時には○氏の考えで追加工事分を元請の○○○○○をとばして下請業者(○○○○○○)と契約し、久米管内で工事を行ったかのようにして久米支所で金額を払うという話だったのに、話の内容が変わっていた。なぜ前回と話が違うのか疑問ですし、不信感しかありません。そして”今回の件は○さんのところでおさめてほしい”と言った発言も明らかに、自分たちの行ったことに非があるという認識だからそのようなことが言えたのではないのでしょうか。本当に正当にお金が支払われるような内容であれば、そのような言葉はでてこないのではないのでしょうか。

4 証拠物件及び添付書類

- (1) 元請業者へ提出した横断図面(複写)
- (2) 追加工事として下請業者に提出した横断図面(複写)
- (3) 展開図(複写)
- (4) 写真(3枚)

5 形式審査

本件請求は令和3年7月9日に提出され、請求書は地方自治法施行規則に準じた様式となっているか、請求人は適法かなどの審査を行い、令和3年7月16日付けで、請求人へ本件請求に係る監査を実施することを通知した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求書から、監査の対象を次のように解した。

- (1) 職員に対する懲戒処分の請求及び下請業者に対するに処分については、地方自治法第242条第1項に規定する、監査委員に請求することができる措置に該当しないため、監査の対象としては認められない。
- (2) 津山市が発注した R2-66-4101 農地ほか1件復旧工事の追加工事について、地方自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な契約の締結若しくは履行に当たるか否かについて監査対象とする。

2 監査対象部署

農林部農村整備課、総務部契約監理室、都市建設部土木課を対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和3年7月28日に証拠の提出及び陳述を行う機会を与えた。

請求人が出席し、請求内容の補足説明を行うとともに、証拠として次のものの提出があった。

(1) 会話記録 (USB)

(2) 追加意見陳述

陳述の要旨は次のとおりであった。

今回あったのは、私の災害工事について、下請け業者と職員とのなれ合いみたいなものが起こったということで。箇条書きにしているの、あとで見ていただいて、30分程度ということなので読ませていただきます。前回出した書類と多少重複するところもありますがよろしくお願ひします。

1. 追加工事は、元請けの〇〇〇〇〇が契約すべきであり市職員と下請け業者〇〇〇〇〇〇が直接契約する事は全くでたらめであり到底認めることはできません。過去にも同じ事をしていたと市職員は言っていました。全てが業者との結託であると思います。
2. この支払については、勝北支所管内工事にもかかわらず久米支所管内の工事として支払おうとした行為は、計画的な非違行為でありこの内容は本人が語ったものであり市民的に考えても、金銭面、公平性に関して多大な損失であると思います。
3. 元請けに何も報告なしに図面修正し業者と共謀、自分達の利益のために工事を施工したこと。書類などの歪曲。図面があります。津山市か職員かが業者から200万円程度借りていると話を聞きましたが、〇〇〇〇さんの代理人が、これが発覚する前に事務所に来てヒアリ

ングして聞いたことです。9月ごろに入金がある予定と私は聞いています。ただ職員か業者か市かどちらかが個人的に借りたものであれば〇〇〇〇〇〇の代理人が、9月ごろには入金と言っていたので、職員か業者かどちらかが虚偽のことを話していると思われる。すぐにばれるような非違行為をしたことは、何の目的でしたのか疑問が残る。個人が借りていたのなら業者とのなれ合いで癒着とも思える。私の足して言いたいことは、もし個人で借りたというならその個人で借りたという証明で何かが出ると思う。この場で見せられないと日にちがかかれば、たぶん作っている可能性がある。今日の明日、夕方でもあればすぐに出せる。200万円という小さな額ではないので、先行投資で工事のお金なら津山市の自分の立場を考えて、〇〇〇〇さんに工事を先行させて後でどこかで払うというような感じで。私が〇〇さんとこの代理人に話をしたのは確かではありますが、その人を証人としてここに連れてくることはできない。今なんとも言えないが。もし、個人で借りたと言い張るのならそういうことが言えます。もし個人で借りているのなら我々第三者の市民から見たら、それが本当に借りたのか、賄賂なのか、それがどういうふうにとらえられるのか、10人が10人、三者三様だと思います。

4. 元請け業者〇〇は、市職員〇〇に検査前にこの工事の追加請求の申し立てをしたが、〇〇氏に請求してとのことでしたのでそれは出来ないと断念せざるを得なかった。最終的な回答はなく、これも市民としての公平さに欠けると思います。
5. 監督責任関係としての問題ではありますが、部下の非違行為を知得したにもかかわらず、これはこの問題が起きて事後のこととなるが、その事実をないものにしようと〇〇の事務所に来て頼まれましたが到底受け入れるべきものではなく、一市民として認めることはできません。
6. これらの内容は事実であり証拠物として前回提出の工事写真、修正された図面、新証拠一つ、新証拠会話記録。うちの事務所に来ていろいろなことを、お金の話や追加工事の話や、どうしようとか、この工事をないものにしてくれいとか言った会話の記録のUSBを新証拠として提出します。

最後に、この追加工事は故意に下請業者〇〇〇〇〇〇に請け負わせ多大な利益を与えるもので、市職員と業者間は完全に癒着しているものであると思われる。工事金をこれから支払うのであれば、ありもしない工事のねつ造、書類のねつ造、不透明、不公平な土木行政と言えます。また、

支払をしないのであれば未然に防げるがその支払わないという証明すべきものを提示してもらいたい。こんなでたらめなことが許されるのなら一市民として公平さを保たれるものではないと感じます。最後に、公務員の倫理、服務規律、建設業法はどこにあるのでしょうか。

4 監査対象部署の陳述

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、令和3年7月29日に監査対象部署の陳述の聴取を行った。

請求人の主張に対する監査対象部署の陳述の要旨は次のとおりであった。

(1) 農林部〇〇部長が農林部を代表して陳述する。

まず、令和3年4月16日に現地立会を行うまでの経緯を御説明させていただきます。

令和3年2月1日に契約を締結した「R2 災 R2-66-4101 農地ほか1件復旧工事」(以下「本契約」と言います。)について、令和3年3月23日に着手前の現地立会を元請業者である〇〇〇〇〇(以下「元請業者」と言います。)の現場代理人及び下請業者である〇〇〇〇〇〇(以下「下請業者」と言います。)と監督員〇〇主任が行った折に、以前にも同じ箇所が被災しているため、床掘(とこぼり)完了時に監督員から元請業者及び下請業者へ、状況確認を行う旨を伝えました。

令和3年4月15日に下請業者から床掘(とこぼり)完了の報告を受け、監督員〇〇主任と補助員〇〇主査が現地確認を行い、土質の腐食等から対策が必要と判断するが、その時点では対策について指示を行いませんでした。

なお、【現場代理人】とは、工事請負契約書 第10条の規定により、「契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる者であり【監督員】とは、工事請負契約書 第9条の規定により、契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議等を行う権限を有する者でございます。

令和3年4月16日に元請業者の現場代理人及び下請業者の専務と監督員〇〇主任と補助員〇〇主査の4名にて丁張確認を行った後、今申し上げましたように、工事の進め方に当たって一定の権限を有する者が集まった状況でございますが、これらの者で現地立会を行い、監督員から元請業者の現場代理人及び下請業者の専務へ図面にて対策を指示しました。その折に、追加工事の進め方に関する話しをしたことから、元請業者も追加工事の件を直接下請業者と進めることを了解していたものと考えていたものでございます。

以上のことから、追加工事の実施に当たり、監督員と下請業者が内々で下

打ち合せをしたというものではありませんし、また、直接契約をしたと言う部分については、前述のとおり追加工事の進め方について、元請業者の了解を得たものと考えていたため下請業者に対して追加工事の施工の指示を行ったものであります。

住民監査請求書2頁目 いつ、どのような財務会計上の行為又は怠る事実があるのか について、1行目「令和3年4月16日に」から「企てたものである。」までについて、「市の職員と下請業者が結託、共謀し」という部分については不知であり、「直接契約を結び」という部分については、前述のとおり追加工事の進め方について元請業者の了解を得られていたと考えていたため下請業者に対して追加工事の施工の指示を行い、これに必要となる見積書を提出させたことは事実ですが、相見積書については徴収しておりません。

また、「工事内容より多額の金額の支払い又は受領しようとした企てたもの」という部分については、機械借上げ単価及び岡山県単価と比較を行ったところ、妥当な金額であったことを確認しております。

5行目「これらの行為は」から「存在である」までについて、請求者のいう「これらの行為は契約違反であり」という部分については、契約違反の意図するところが判然としませんが、仮に、追加工事を直接下請業者と進めた行為が本契約に違反していると主張しているのであれば、そもそも追加工事は本契約とは別に下請け業者に発注したもので、契約違反には当たらないものです。なお、今回のように同一現場であれば一体の工事として進めることが一般的であるが、今回の工事は災害復旧工事であり、国の査定を受けて認められたもののみ補助対象となるものです。よって、新たな工種が必要となった場合は、再度農政局へ申請し、認可を得る必要があります。この再申請から認可を得るまでの1から2か月間は工事を中断せざるを得なくなります。今回の現場では、床掘（とこぼり）をしたところ、土質の腐食等が確認されたため、二次災害を引き起こす危険性があったため、早急に修繕工事での対応が必要であると判断しました。前述のとおり、本体工事の変更となれば1から2か月間は工事を中断する必要があること、また二次災害を防止するため、早急に追加工事での対応が必要であるとして行ったものであります。

6行目「さらに」から「回答したからである。」までについて、「さらに〇〇氏と下請業者（〇〇〇〇〇〇）の専務との間でお金の支払い方法の話もしていて、工事を勝北支所管内で施工したにもかかわらず、久米支所で支払をする約束をしていたこと。」という部分については、「にもかかわらず、久米支所で支払をする」という部分を除き、令和3年4月23日に下請業者の専

務が見積書を〇〇主査に提出し、その内容を確認した上で、金額及び支払時期について協議を行っておりますので、当該協議のことを指しているものと思われま

す。なお、請求者の言う「工事を勝北支所管内で施工したにもかかわらず、久米支所で支払いをする」と言った部分や「久米支所で工事を発注していないのに、あたかも工事を発注したかのように書類を歪曲して行われる」という部分、また、「その根拠は〇〇が「勝北支所で修繕料などの仕事をもらいたい」と尋ねたところ〇〇氏は「勝北管内の地場業者ではないのでできない」と回答した」という部分については、修繕工事は、原則として、地域に精通した業者に依頼しているという関係上、下請業者が久米地域の業者であることから、久米支所の合議を得て修繕工事の支払いを行うと説明を行ったことが誤解を生じたものと考えられる。

12行目「さらに」から「回答した。」までについて、「以前にもこのような事を時々していたと〇〇氏は回答した。」という部分については、災害復旧工事を実施している場合、今回の工事のように国に認められていない工種が発生した時には、元請業者及び下請業者が入っている場合は元請業者の了解を得たうえで、修繕工事で対応したことがあるという発言であります。

13行目「ありもしない」から「語ったからである。」までについて、「ありもしない仕事をでっちあげて」という部分については、請求者が言う「発注していないのに、あたかも工事を発注したかのように」という事を指すのであれば、前述のとおり修繕工事は、原則として、地域に精通した業者に依頼しているという関係上、下請業者が久米地域の業者であることから、久米支所の合議を得て修繕工事の支払いを行うと説明を行った事が誤解を生じたものと考えられます。また、「書類をねつ造し公的資金を下請業者と結託して流用するものと思われる。その裏付けは〇〇氏が全てを上記で述べた様な方法です。と自分の口から語ったからである。」という部分については不知であります。

15行目「津山市及び」から「与えたこと。」までについて、「津山市及び〇〇に対し金額の大小にかかわらず不利益を与えたこと。」という部分については不知であります。

住民監査請求書2頁目 違法又は不当な理由 について、「契約違反」及び「書類などの歪曲」また「業者契約違反」という部分については、前述のとおりとなります。

「公務員倫理違反」及び「不当に公的資金を流用している。」という部分については不知であります。

「市役所職員、〇〇氏・〇〇氏と下請業者（〇〇〇〇〇〇）との結託、共

謀」という部分については不知であります。

住民監査請求書 2 頁目 その行為により、どのような損害が市に生じているのか について、「〇〇と下請業者とは」から「過ちをしていると確信した。」という部分については、下請業者からの伝聞や請求者の憶測であり、具体的な事実関係が示されておらず、いずれも不知であります。

住民監査請求書 2 頁目 どのような措置を講じることを請求するのかについて、〇〇氏は懲戒免職、〇〇氏は懲戒処分をお願いします。という部分、下請業者は行政及び建設業法など刑法にてらして処分をお願いします。という部分に関しては、いずれも不知であります。

住民監査請求書 3 頁目 津山市職員〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏及び下請業者(〇)〇〇〇〇〇〇の不正の内容 について住民監査請求書 3 頁 9 行目「本工事の中で追加が発生し」から住民監査請求書 4 頁 3 行目「ありません。」までについてこれまでに述べた内容のとおりです。

住民監査請求書 4 頁 4 行目「そして」から「でてこないのではないのでしょうか。」までについて、次に「今回の件は〇〇さんのところでおさめてほしい」と言った発言については、冒頭に主張したとおり一定の権限を持つ者、すなわち元請業者の現場代理人及び下請業者の専務そして監督員〇〇主任と補助員〇〇主査であるが、これらの者が集まった場で各々が追加工事の進め方について理解していたと考えていたが、元請業者より異論が出たため、あらためて元請業者に追加工事の依頼を行う形で進めて行くことについて説明したものであります。

また、「明らかに自分たちの行なったことに非があるという認識だからそのようなことが言えたのではないのでしょうか。」という部分については、不知であります。

以上のとおり、請求人の請求にはいずれも理由がないから、その措置請求は認められるべきではないと考えます。

よって、請求人の求める措置請求を棄却するとの監査結果を求めます。

(2) 続いて、〇〇参与が契約監理室を代表して陳述する。

続きまして契約監理室に係る事項について陳述いたします。

公共工事施工の際に、原契約内容が何らかの要因により変更が生じる場合は、津山市契約規則第 7 2 条第 1 項に基づき、市長(監督員)は請負人と協議して書面によりこれを定めることとされています。

当該工事は、施工中に追加工事が必要と監督員が判断し、受注者及び下請業者と協議しています。

本来であれば書面(打合せ簿)を作成し、双方が協議内容を確認・承諾しますが、この度は書面が作成されていません。

追加工事は災害復旧工事の同一現場内で施工されていることから、一般的には一体的工事として変更契約すべきであると思います。

今後このようなことが無いよう協議内容を書面に記載し、発注者と受注者で共有しておくことが重要と考えております。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

本件監査請求について関係書類の調査及び現地調査を行った結果、以下の事実を確認した。なお、日付は令和3年のものである。

- (1) ○○○○○○○○○ (以下、「元請業者」という。) は、1月28日開札の電子入札で、R2-66-4101農地ほか1件復旧工事 (以下、「本件工事」という。) を落札し、本市は、2月1日付けで、工期を2月1日から3月31日とする工事請負契約を締結した。
- (2) 本市は、2月1日、元請業者に、監督員に農林部農村整備課主任○○○ (以下、「監督員」という。) を選任する旨の通知を行い、元請業者から、○○○○を現場代理人及び主任技術者 (以下、「現場代理人」という。) に選任する届けを受理した。
- (3) 元請業者は、2月16日、本件工事に関し、○○○○○○○○○○ (以下「下請業者」という。) を下請人とする下請負人選定一覧届出書を提出した。
- (4) 本市は、3月23日、令和2年度繰越措置にかかる工期変更のため、工期を7月26日までとする工事請負変更契約を元請業者と締結した。現場代理人、下請業者と監督員3者は、同日、着手前の現地立会を行った。監督員は、以前にも同一箇所が被災していることから、床堀完了時に本市に状況報告を行うように、現場代理人並びに下請業者に伝えた。
- (5) 4月15日に下請業者から床堀が完了したとの報告を受け、監督員と農林部農村整備課○○○○主査 (以下、「補助員」という。) は現地確認を行い、土質の腐食状況から対策が必要と判断した。
- (6) 現場代理人、下請業者、監督員及び補助員は、4月16日、現地確認をし、土質の腐食状況から二次災害の恐れがあり、追加の対応 (以下「追加工事」という。) を早急に行う必要があるとの判断をし、監督員から現場代理人及び下請業者に図面にて対策を指示した。監督員は、その際、追加工事の進め方に関する話をしたことから、以降の工事については監督員と下請業者で協議することに関し現場代理人の了承を得られたと考え、下請業者と調整を進めた。ただし、協議の詳細についての書面は作成されていない。

- (7) 下請業者は、4月23日、監督員、補助員に見積書を提出し、同人らは、追加工事を修繕料として対応することを協議した。
- (8) 元請業者の事務員は、6月4日、工事完成に伴う現場写真や書類を津山市勝北支所へ持参したが、監督員と内容の確認をした際に、追加工事の事務手続に関する双方の見解に食い違いがあることが明らかになった。
- (9) 元請業者代表取締役〇〇〇〇（以下「請求人」という。）と、監督員、補助員が、6月4日、元請業者事務所で確認したところ、追加工事の施工方法については本市と下請業者の間で直接協議し施工するとの共通認識ができていたが、契約行為や経費支払については双方の認識が相違していることが判明し、後日再度協議することとなった。
- (10) 請求人と監督員、補助員は、6月7日、元請業者事務所で改めて協議を行い、本体工事について現状のまま完了検査を行うことを合意したが、追加工事の契約や経費については共通認識に至らなかった。
- (11) 元請業者は、同日、関係書類を添えて本件工事の工事完成届を提出した。契約監理室検査員、監督員、現場代理人等関係者立会いのうえ、6月11日、完了検査が実施された。
- (12) 監督員、補助員、上司である農林部農村整備課課長〇〇〇〇（以下「農村整備課長」という。）及び同課主幹〇〇〇〇（以下「農村整備課主幹」という。）は、6月14日、元請業者事務所に出向き、請求人に対し、これまでの対応についてお詫びをし、改めて元請業者に追加工事の依頼を行いたい旨の説明を行ったが、請求人の了承を得ることはできなかった。請求人は、その際、監督員、補助員及び下請業者に対する処分を要請した。
- (13) 農村整備課長、農村整備課主幹、監督員、補助員は、6月23日、元請業者事務所に出向き、請求人及び現場代理人に対して、追加工事について本来の手順である元請業者との協議をしたい旨改めて説明するも、了承を得ることはできなかった。請求人は、職員及び下請業者に対する処分を強く要請した。
- (14) 6月30日、本件工事代金の支払を完了した。追加工事に関する代金については、未払いとなっている。

2 判断

本件では、追加工事について、本市職員と現場代理人、下請業者の3者で着工前に協議を行ったものの、その内容が不十分で、また、協議の詳細な内容を記録した書面が作成されていないことが主因となり、本市職員と元請業者間で見解に相違が生じているものと判断する。

- (1) 追加工事は、原契約と同一構内に土質の腐食状況が確認されたため、緊急的に対応することが必要となり、現場で作業を行なっている業者に施工さ

せることが有利であるとの考えなどから、津山市契約規則（以下、「契約規則」という。）第29条により下請業者から見積書を徴したうえで、口頭で施工を指示したものと認められる。下請業者との契約行為については、見積金額は契約規則第27条に定める随意契約の範囲内であり、民法第522条により成立していると判断できる。請求人が主張する、契約内容のねつ造等の不正は認められない。

- (2) 請求人は、元請業者に何も報告なしに図面を修正し下請業者と共謀していると主張するが、本市職員は元請業者の現場責任者である現場代理人と下請業者に現地立会のもと図面を用いて対策を指示していることから、下請業者と本市職員間で内々に追加工事を進めたものではないと認められる。

しかしながら、契約監理室の陳述にもあるように、追加工事は本件工事と同一現場内で施工されていることから、本件工事と一体的工事として、元請業者との間で、本件工事に係る契約を変更する方法で契約を締結するのが一般的な案件であると判断した。

- (3) 次に、本件では、工事の内容を変更する際に必要な、契約規則第72条第1項に定める元請業者及び下請業者との協議内容を記録した書面が作成されていなかった。また、行政内部で定められた施工伺の手続が取られていなかった。これらの点は不適切な処理であったと判断した。

- (4) 一方、請求人は、実際の工事内容より多額な金額を支払い又は受領を企てたものであると主張するが、下請業者から徴した見積書の単価は市が定めた機械借上げ単価及び岡山県単価等と比較し、妥当な金額であることが認められた。

- (5) また、請求人は、「勝北支所管内の工事を久米支所管内で工事を発注したようにして、久米支所で支払うように書類の歪曲を考えているもの」等の一連の主張をするが、追加工事にかかる経費については農村整備課所管の修繕料での対応を準備しており、主張の事実は認められない。農地に関する修繕料は各支所個別に予算計上されたものではなく、農村整備課が一括して予算管理を行っており、年度当初に農村整備課及び各支所の必要事業を取りまとめたうえで、緊急性が高い事業を優先して施工している状況にあるものである。

- (6) (5) に関係して、補助員が、修繕工事として下請業者へ発注することを前提に、「下請業者が久米地域の業者であり、工事代金については久米支所に協力を求め支出する」と請求人に伝えたことは、予算執行の仕組みについての理解不足による発言であったと判断した。

また、補助員が「以前にもこのような事を時々していた」と回答した件に関しては、元請業者及び下請業者が入っている工事現場で、この度のような

追加での対応が必要となった場合には、まずは、元請業者の了解を得たうえで修繕工事で対応したことがある、との内容を伝えたかったものと判断した。

- (7) 農村整備課長が「今回の件は請求人のところでおさめてほしい」と発言した件に関しては、部下職員の説明不足があった点や、不適切な言動をお詫びした上で、あらためて元請業者に追加工事の依頼を行う形で進めたい、との意向を示したものであると判断した。
- (8) 請求人は、補助員と下請業者とはかなり親密な関係であり、補助員が下請業者に対して200万円程度の借りがあると主張するが、請求人から具体的証拠の提示はなく、貸借を窺わせる事情も認められなかった。また、支出命令等関係書類を調査した結果、違法又は不当な支出は確認できなかった。
- (9) 農村整備課は、追加工事の事務処理に関し、これまでの不適切な処理を改め、当初に立ち返り元請業者に追加工事の依頼を行う方向で対応を進めようとしていると判断した。
- (10) 現時点では追加工事に係る経費については支払はされておらず、違法又は不当な支出はない。また、農村整備課は、追加工事に係る経費を適切に支払うため、(9)のとおり元請業者と協議をしているところであり、違法又は不当な支出がなされることが予想される事情は認められなかった。

3 結論

以上の判断により、本件監査請求については、請求人の主張に理由が無いものと認め、これを棄却する。

第4 監査委員の意見

この度の住民監査請求の監査結果は以上のとおりであるが、最後に次のとおり意見を述べる。

本件監査請求は、本市が本来あるべき契約規則等に準じた事務処理を行なう姿勢が確認されないため、提出されたと考えられる。

まず、契約規則に定められている、請負業者との協議内容を記録する書面が作成されておらず、口頭で発注を指示し、本来は工事着手前に行わなければならない契約に係る所定の事務処理が後回しにされていたこと、一連の事務処理が現場担当職員の判断で行われており、組織内部の連絡調整が不足していた状況は、適切な事務処理であったとは言い難い。

また、職員の思い込みや説明不足などに基づく言動により、請求人に疑念や不信感を抱かせたことは大いに反省し改める必要がある。

市長ほか関係職員は、これまでの事務処理を適切な対応に改め、元請業者及び下請業者双方に理解されるよう真摯な姿勢で課題解決に取り組まれない。

また、些細な事案であっても組織内で情報共有する仕組みを構築するとともに、予算措置の内容の周知、事務処理のチェック体制の構築、市民との接遇等職員の資質向上を図るよう努められたい。

この度の追加工事のように、二次災害の恐れなどを回避するための緊急的措置が必要である工事の場合や、補助事業のため変更手続に長期間を要してしまう事案等に関しては、状況に応じて修繕料として随意契約を行うのはやむを得ないとしても、事務処理手順、業者選定の妥当性、公平性等に関し、組織内部で充分協議され、一定のルールのもとに、市民から疑念を抱かれることがないよう対応されることを強く要望する。